

有料職業紹介基本契約書

甲：株式会社〇〇

乙：株式会社 LifeDesignGroup

有料職業紹介基本契約書

株式会社〇〇（以下「甲」という。）と株式会社 LifeDesignGroup（以下「乙」という。）とは、乙による甲への職業紹介業務に関し、次のとおり契約する。

第 1 条（委託事項）

甲は乙に対し、人材活用に関する紹介を委託し、乙はこれを受託する。

第 2 条（活動事項）

乙は甲の人材採用計画に対し、その内容を的確に把握したうえで、乙の機能を十分に発揮して、甲のニーズに合致した人材を探し、甲に対してその人材を紹介し、採用となるまでの活動を行う。仮に、乙が甲に対して紹介した人材を、乙から紹介を受けた日から 1 年以内に、甲が乙の合意または仲介なしに独自に採用を決定して入社に至った場合も、「活動」とみなし、本契約に該当するものとする。

第 3 条（紹介料）

1. 甲は人材の募集採用にあたり、乙が紹介した人材の採用を決定した時に、採用決定した人材（以下「採用決定者」という。）についての紹介料を決定し、「採用決定に関する計算書」を作成する。
2. 前項で定める紹介料は、「採用決定者」の以下に定める理論年収の 35% とする。
理論年収＝月額固定給＋みなし時間外手当＋その他甲の規程に定められた手当（交通費および時間外手当を除く）×12 カ月＋年間賞与支給額
3. 紹介料は、原則として採用決定者が甲に入社した時点で、乙より請求されるものとする。
4. 第 3 項にいう入社とは、その時点で採用決定者の待遇が、正社員（試用期間中の者を含む）・臨時員であるのかを問わず当該決定者が甲に勤務を開始した場合をいうものとする。

第 4 条（支払い方法・消費税）

乙は前条に基づき、紹介料を計算して速やかに甲に請求するものとし、甲は乙の請求に基づき入社月翌月末日までに消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）と併せ、乙の指定する銀行口座に振込む。

第 5 条（紹介料の返還）

乙は採用決定者が入社後 6 ヶ月以内に、自己都合退職をした時、または採用決定者の責に基づく解雇により雇用契約を終了した時は、第 3 条に定めた紹介料から次のとおりの金額を返還する。

1. 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：80%相当額
2. 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：50%相当額
3. 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：30%相当額

なお、紹介料の返還にあたっては、月末締め翌月末振込みとし、消費税等と併せ、甲の指定する口座に振り込む。尚、振り込み手数料に関しては乙負担とする。

4.請求書発行後の返金が発生した場合は、次月入金分から相殺、もしくは返金とする。また原則として請求書発行後の差し替えは行わないものとする。

第6条（相殺）

乙は、双方の債務の弁済期の到来の前後にかかわらず、本契約にかかわらず、甲が乙に対して負担する一切の金銭債務と乙が甲に対して負担する金銭債務とを、対当額にて相殺することができるものとする。なお、相殺の方法は、乙が発行する相殺通知書の送付によるものとする。

第7条（遅延損害金）

甲または乙が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 14.6%（年 365 日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第8条（紹介に基づく採用拒否後の雇用）

甲は、第3条の規定に基づき、乙から紹介を受けた当該求職者を採用しない旨を乙に連絡した場合において、乙から紹介を受けた日から 1 年以内に、乙に事前の承諾を得ることなく当該求職者と雇用契約を締結した場合には、乙に対し、違約金として、第3条にて規定する紹介料の倍額を支払う。

第9条（退職勧奨等の禁止）

乙は、甲が当該求職者を雇用した後は、当該求職者を他の求人者に紹介することを目的として、当該求職者に対し退職勧奨等してはならない。

第10条（求職者情報の保護）

- 1.甲は、本契約に基づき知り得た求職者の個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- 2.甲は、乙から提供された登録票等について、当該求職者の採用を行わなかった場合には、速やかに乙に当該登録票等を返還または甲の責任において破棄をするものとする。

第11条（通知）

- 1.本契約およびそれに付随する契約等に基づく乙の甲に対する通知は、末尾に記載された甲の住所または乙が書面により届けた住所に宛てての郵送、または電子メールその他乙が指定する方法により行うものとする
- 2.前項の通知は、現実に配達が行なわれたか否か、また、甲が現実に受領したか否かにかかわらず、郵送による場合は、発送の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に到達したものとみなし、電子メールの場合は、送信した日に到達したものとみなす。但し、電子メールを用いる場合において、通信トラブル等に基づくデータ化け等により内容が判別不可能な場合で乙が当該事情を直ちに乙に通知した場合を除くものとする
- 3.第1項に基づく通知につき、同内容の通知が複数存在する場合には、日付の新しい通知が最優先されるものとする

第12条（法令遵守）

甲及び乙は、本契約の各条項のほか、関係法令および監督官庁等の指示、指導を遵守するものとする

第 13 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、本契約締結日において、甲及び乙、取締役、監査役および執行役員等の業務執行について重要な地位にある者、および出資者（併せて以下「役職員等」という。）が、以下の各号に定める者（以下「暴力団等」という。）に該当していないことを表明し、保証する。

（1）暴力団

（2）暴力団の構成員（準構成員を含む。以下、同様とする。）、または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

（3）暴力団関係企業または本項各号に定める者が出資者または業務執行について重要な地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員

（4）総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの団体の構成員

（5）暴力団または暴力団の構成員と密接な関係を有する者

（6）前各号に準じるもの

2. 甲及び乙は、本契約締結日において相手方に対して次の各号に定める事項のいずれにも該当しないことをそれぞれ表明し将来にわたっても該当しないことを確約する。

（1）自己もしくは自社役員またはその親族が、暴力団等の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）であることまたは暴力団等に所属していること

（2）暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（3）暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（4）自己または、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または、第三者に損害を加える目的を持ってする等、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること

（5）暴力団等に対して資金を提供または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（6）役員等または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に対して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為

（4）風説の流布、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

（5）暴力団等が役職員等となり、又は前項各号に該当する行為

（6）そのほか前各号に準ずる行為

4. 甲または乙は、相手方が前項に違反した場合または、本条第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、何らかの通知・催告その他手続きを要せずに本契約を解除することができるものとする。

5. 甲または乙は、本条に基づく本契約の解除、本契約に基づく個別契約の終了により損害が生じたとしても、有責当事者は、その賠償を請求することができないものとする。

（1）本契約締結日後に、甲または乙において第1項または第2項に違反する事由が判明若しくは発生し、または発生すると合理的に見込まれる場合

（2）甲または乙において前項に違反する事由が判明若しくは発生した場合

6. 甲または乙は、本条に基づく本契約の解除の通知を受けたときは、相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し直ちに債務の全額を弁済しなければならない。

第 14 条（契約解除等）

1. 甲・乙双方は、相手方に次の各号にあげる事由の 하나가生じたときには、何らの催告なく直ちに本契約の全部又は一部について、履行を停止し、又は解除することができる。

- (1) 本契約に定める義務の全部又は一部に違反し、催告を受けても違反の解消に至らなかったとき
- (2) 手形又は小切手を不渡としたとき、その他支払停止状態に至ったとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売を命じる裁判若しくは処分を受けたとき、又は租税公課を滞納し督促を受けたとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立を自ら行い若しくは第三者から受けたとき、又は解散、清算（特別清算を含む）若しくは私的整理の手続に入ったとき
- (5) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消の処分を受けたとき
- (6) 解散決議をしたとき
- (7) 代表者、役員等が刑事罰を受け、または受けることが明らかであるとき
- (8) 役員、社員もしくは株主間の紛争により営業活動に支障をきたしたとき
- (9) 株主構成または経営主体の全部または一部に重大と認められる変更があり、営業活動の誠実な遂行に支障があると客観的に判断されるとき
- (10) 財務状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められるとき
- (11) 甲乙間の信頼関係を著しく毀損したとき
- (12) 甲および乙の名誉、信用を毀損するおそれのある行為がなされたとき
- (13) 本契約の継続を困難とする重大な事由が発生したとき
- (14) 本契約の目的に著しく抵触する行為がなされたとき客観的且つ合理的に判断できるとき

2. 甲または乙が前項に基づき本契約を解除した場合、甲または乙は当然に全債務の期限の利益を喪失し、ただちに全債務の全額を相手方に支払わなければならない

第 15 条（企業秘密の守秘義務）

1. 甲及び乙は、本契約に基づき知り得た、相手方の営業上の機密に関する情報その他周囲の状況から秘密として保護されるべきと社会通念上認められる情報について、相手方の書面による承諾なく、本契約の履行以外の目的に使用してはならず、本契約の期間中及び終了後においても、第三者（業務上知る必要のない甲または乙の役員・従業員を含む）に対し漏洩し、開示または本契約の目的以外に使用しもしくは複製してはならないものとする。

2. 甲は、本契約に基づき知り得た求職者にかかる情報を厳に秘密として管理し、当該求職者との間で雇用契約を締結するか否かの判断以外のために利用してはならず、本契約の期間中及び終了後においても、第三者に対し開示または漏洩してはならない。但し、当該求職者を採用後、当該求職者の同意を得て利用し、もしくは第三者に開示する場合または法令により開示義務を負う場合はこの限りではない。甲は、乙に対し、乙の求めがあった場合には、乙から提供を受けた当該求職者にかかる情報が記載または格納される書類その他の媒体を即時に引き渡さなければならない。

3. 甲及び乙が相手方から得た秘密情報を自己の役員または従業員に使用させる場合には、本契約に定める守秘義務を遵守させるものとし、当該役員の退任後及び当該従業員の雇用契約終了後においても同様に本契約に定める守秘義務を遵守させるものとする。甲及び乙は、自己の役員または従業員が本条の義務を怠り、相手方が損害を負った場合は、当該役員または当該従業員と連帯して、第 17 条第項が定める損害賠償義務を負うものとする。

4. 甲は、乙の事前の書面（電子メールを含む）による承諾を得た場合または紹介業務を遂行するために第三者に秘密情報を開示

する場合は、自己が本契約で負うのと同様の守秘義務を当該第三者に遵守させるものとし、当該第三者の一切の行為について、甲は当該第三者と連帯して責任を負うものとする。

5.本条は次の各号のいずれかに該当する場合は適用しないものとする。

- (1) 示されまたは知得したときに既に公知であった情報。
- (2) 開示されまたは知得したときに既に自己が所有していた情報。
- (3) 開示されまたは知得した後に自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報。
- (4) 開示されまたは知得した後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報。
- (5) 開示または知得の前後を問わず独自に取得した情報。
- (6) 法令や官公庁により開示が強制される情報。

第 16 条（損害賠償責任等）

(1) 乙は、甲が当該求職者と雇用契約締結後、当該求職者が甲に与えた損害について、乙自身に故意または重過失が認められない限り、一切の責任を負わない。

(2) 前項に基づき乙が甲に対して負う損害賠償額は、甲が本契約に基づき当該求職者の紹介において支払うべき紹介料の額を上限とする。

第 17 条（損害賠償義務）

(1) 甲及び乙は、本契約の規定に違反して、故意または重過失により相手方に損害を与えた場合には、相手方が被った全部の損害（訴訟費用、弁護士費用を含むがこれに限定されない）を賠償しなければならないものとする。

(2) 前項に基づき乙が甲に対して負う損害賠償額は、甲が本契約に基づき当該求職者の紹介において支払うべき紹介料の額を上限とする。

第 18 条（秘密保持）

甲・乙双方は、本契約に関連して相手方から得た情報を一切外部に漏洩または開示してはならない。また本契約が終了した後も同様である。

第 19 条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲・乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、更に 1 年間契約を更新するものとする。また以後も同様とする。

第 20 条（解約）

甲または乙に対して、本契約の有効期間中であっても、1 ヶ月前までに書面により通知することにより本契約を解約することができるものとする。

第 21 条（契約終了後の措置）

1.甲は、本契約が終了したときは、乙に対し、直ちに乙が提供、貸与した物品、または預かり保管中の書類等すべてを返還しなければならないものとする。

2.乙は、本契約が終了（前条により本契約が終了した場合も含む）したことにより、逸失利益・営業補填等名目の如何を問わず

一切の損害賠償責任を甲に対して負わないものとする。

3.本契約終了後も、第6条（相殺）、第15条（守秘義務）乃至第17条（損害賠償義務）、本条（契約終了後の措置）乃至第24条（合意管轄）の規定の効力は存続するものとする。

第22条（存続条項）

本契約の終了後といえども、第5条(紹介料の返還)、第7条(遅延損害金)、第8条(紹介に基づく採用拒否後の雇用)、第10条(求職者情報の保護)、第15条(企業秘密の守秘義務)、第18条(秘密保持)、第22条(存続条項)、第23条(譲渡禁止)、第24条(専属的合意管轄)及び第25条(疑義事項)は、なお有効に存続する。

第23条（譲渡禁止）

甲・乙双方は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の一部若しくは全部を第三者に譲渡し、引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第24条（専属的合意管轄）

本契約から生ずる権利・義務に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第25条（協議事項）

本契約に関し、疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、甲・乙双方で誠意を以って協議し決定するものとする。

この契約を証するため本書二通を作成し、甲・乙各一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 印

乙 〒530-0047
大阪市北区西天満 2-3-1
和泉ビル 4F
株式会社 LifeDesignGroup
代表取締役 高木 洋平